

自然豊かな海岸づくりの推進

平成13年10月31日

農林水産省	農村振興局
	水産庁
国土交通省	河川局
	港湾局

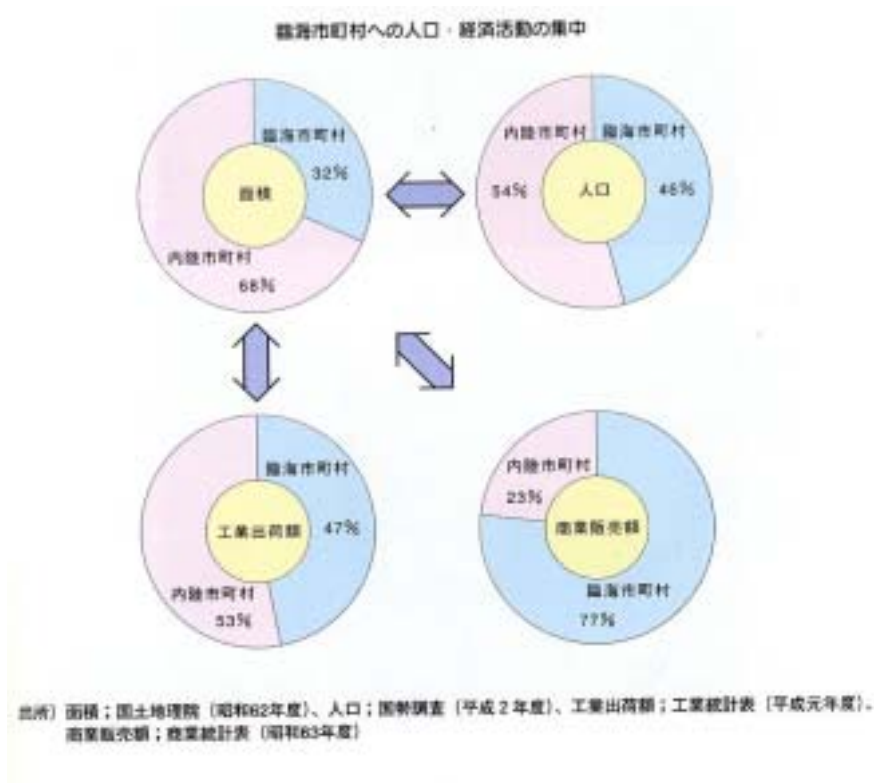
1. 日本の海岸の概況

- ・日本の海岸線はおよそ35,000kmと極めて長大であり、そのうち保全すべき海岸線の延長はおよそ16,000kmである。
- ・臨海部に人口・資産や経済活動が集中しており、一旦海岸災害が発生したときの影響は大きい。そのため、高潮・津波・浸食災害に対する継続的でねばり強い対策が不可欠である。

海岸線の概況



臨海市町村への人口・経済活動の集中



海岸における諸活動の例

漁業に利用される海岸



海岸の動物（ウミガメ）



国内・国際物流を支える港湾

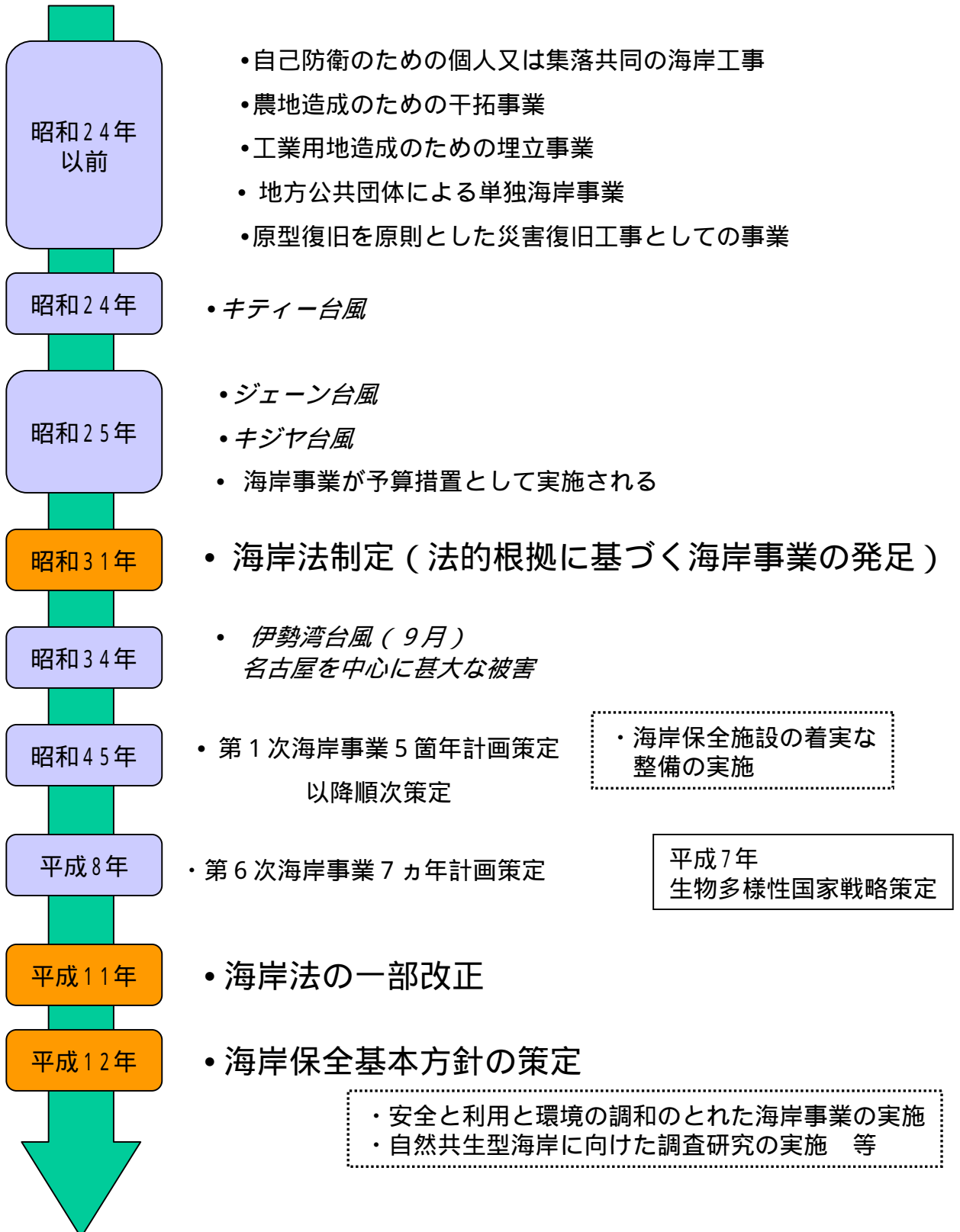


海辺の祭り



2. 海岸事業の変遷

・戦後、相次ぐ台風による被害からの海岸の防護を目的として、昭和31年に海岸法が制定され、以後海岸省庁(農林水産省・国土交通省)において着実に海岸の整備を進めてきている。



3. 生物多様性国家戦略(平成7年)策定後の取り組み

(1) 海岸法の改正

・海岸事業はこれまで、津波、高潮、波浪等の被害から海岸を防護し、国民の生命と財産を守り、経済活動を支援することを主目的に進めてきた。

・一方、海岸は、白砂青松に代表される優れた自然景観を有し、多様な動植物が生息・生育し、また国民の様々な利用に供される貴重な空間である。

このため、平成11年5月に海岸法の改正を行い、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全をより一層推進していくことを明確にし、平成12年4月より施行されている。

法目的に「環境」・「利用」を追加

総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加えた。



環境・利用のための管理面の強化

海岸の保全上支障となる行為の禁止
 指定区域等において、みだりに行う一定の行為の禁止
 違反者に対しては罰則が適用できる。

- ・海岸の汚損、海岸保全施設の損傷
- ・自動車の乗り入れ、船舶の放置等



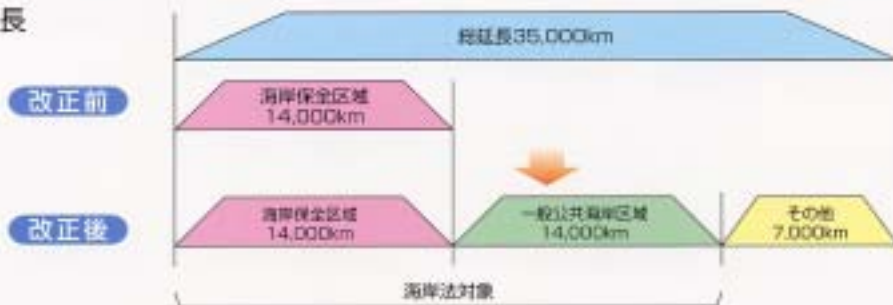
動植物の生息地または生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止できることとした。

従来の海岸保全区域の管理に加えて、海岸保全区域以外の国有海浜地を一般公共海岸区域として管理する制度の創設

一般公共海岸区域

●海岸保全区域以外で海岸の用に供されている国有海浜地を、新たに「一般公共海岸区域」として位置づけ、適正な管理を実施する。

◎区域の延長



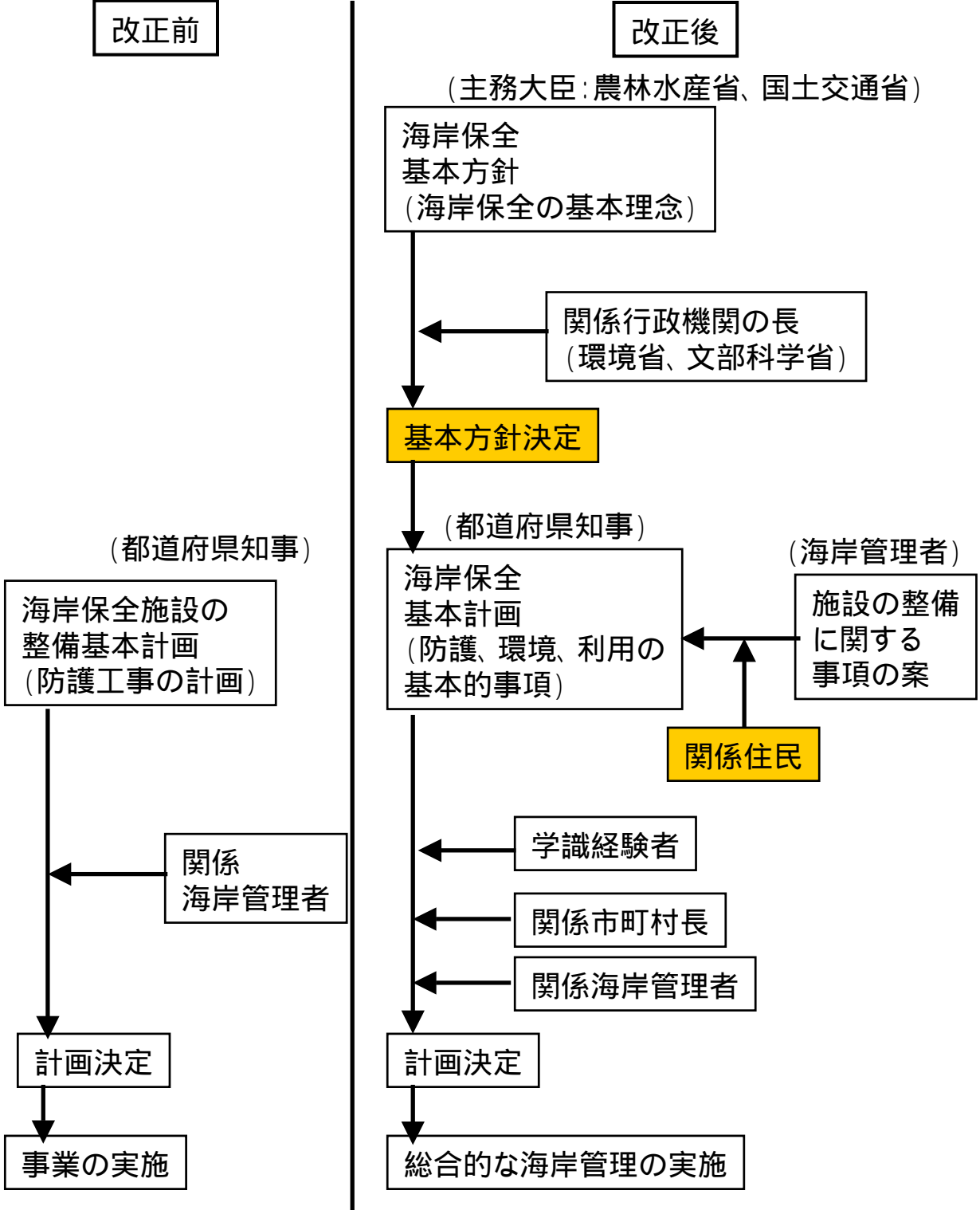
一般公共海岸区域の管理

	根拠法	行うことができる管理
改正前	国有財産法	財産管理のみ（使用・収益の許可）
改正後	海岸法	占有、土石の採取等の許可 海岸の汚損等海岸保全上支障となる行為の禁止 原因者施行・原因者負担 放置船等に対する簡易代執行

海岸保全基本方針の策定

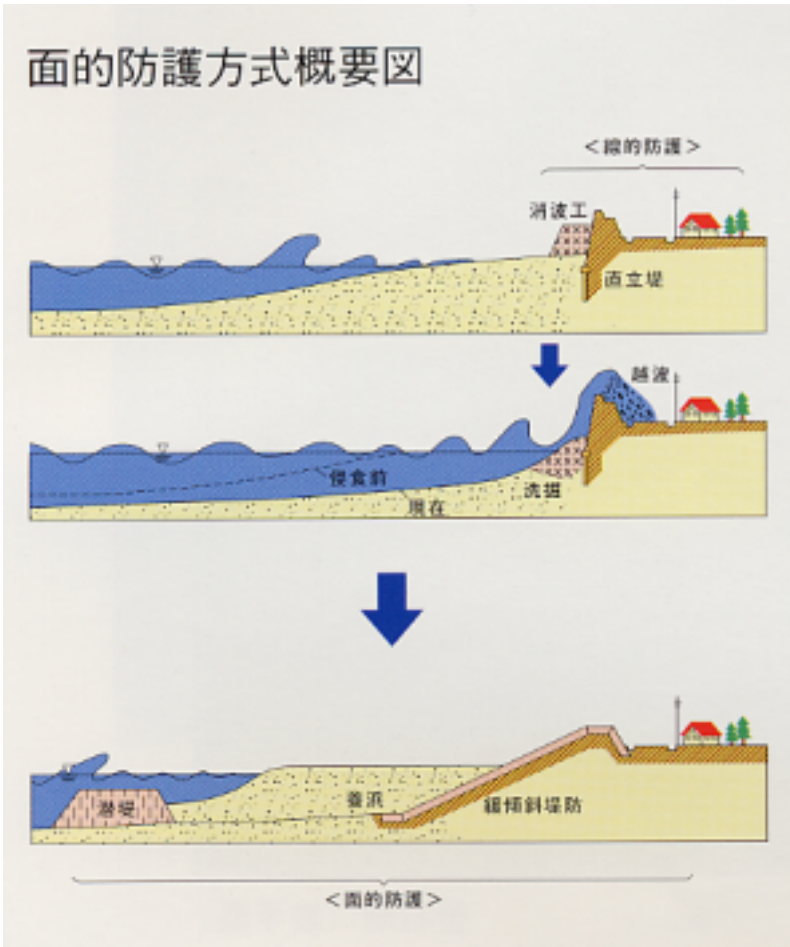
- ・防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするため、その共通の理念となる「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき「海岸保全基本計画」を定めることにしている。
- ・海岸保全基本計画の策定にあたっては、施設整備に関する事項の案の作成の際には公聴会等の開催により関係住民の意見を聞くことにしている。

【地域の意見を反映した海岸保全の計画制度の創設】



(2) 防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備

面的防護方式概要図



災害に対してねばり強く、また施設の耐久性にも優れると同時に、環境や利用においても優れた「面的防護方式」の導入を進めている。

【事例】



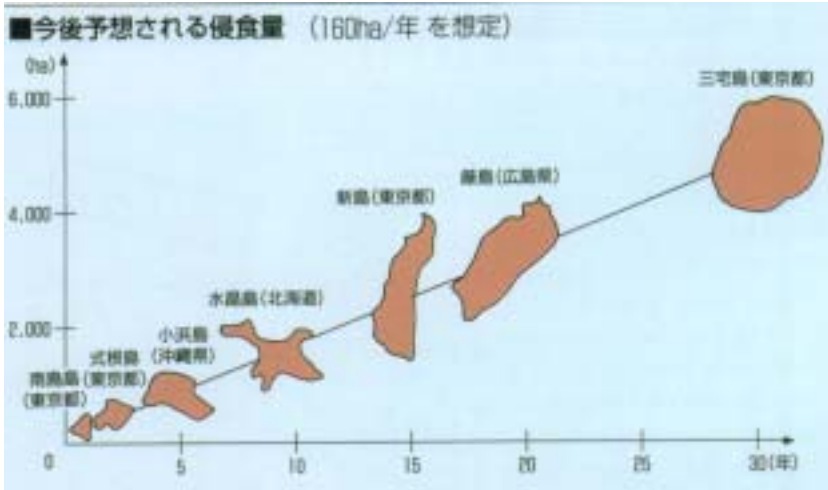
整備前



整備後

津田港海岸(香川県)

(3) 多様な生物の生息・生育の場となる砂浜の保全



このまま放置しておくと、侵食が進行する恐れ
(年間160haもの砂浜が失われている)

砂浜の保全と回復が必要。



侵食した海岸の例



砂浜の整備により、良好な環境の創出を図る。
(高田松原海岸)

(侵食対策の取り組み)

養浜

潜堤、人工リーフ等の設置

(面的防護)

突堤、ヘッドランド等の整備

渚の創生(サンドバイパス)

砂浜は、水質浄化作用はもとより、ウミガメやカブトガニ等の産卵場となっており、汀線付近には多くの仔稚魚が生息している等、多様な生物の生息・生育の場となっている。



ヘッドランド工法 (鹿嶋海岸)



突堤 (新潟西港海岸)

4. 海岸における事業制度について

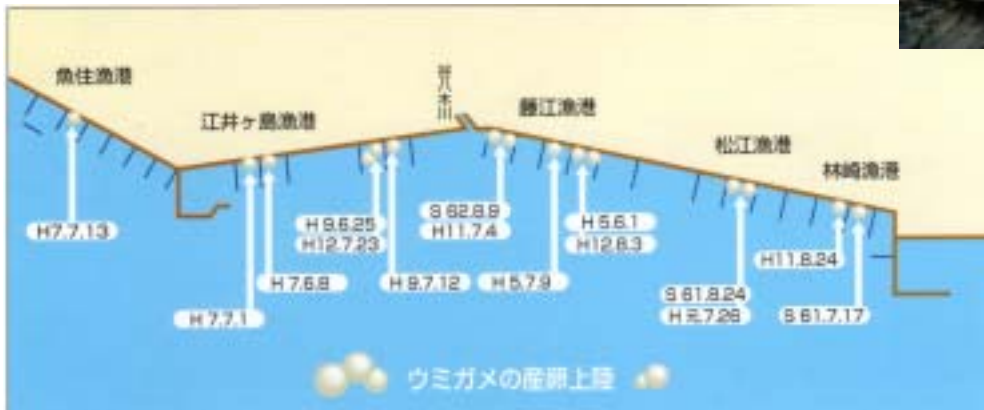
- ・海岸事業、および他事業等の連携により、効率的・効果的な海岸整備や環境や利用にも配慮した海岸整備を進めている。
- ・環境に配慮した海岸事業制度のいくつかの事例を紹介する。

(1) エコ・コースト事業 (H8~)

ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって重要な生息場所等となっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく事業

【事例 : 東播海岸(兵庫県明石市)】

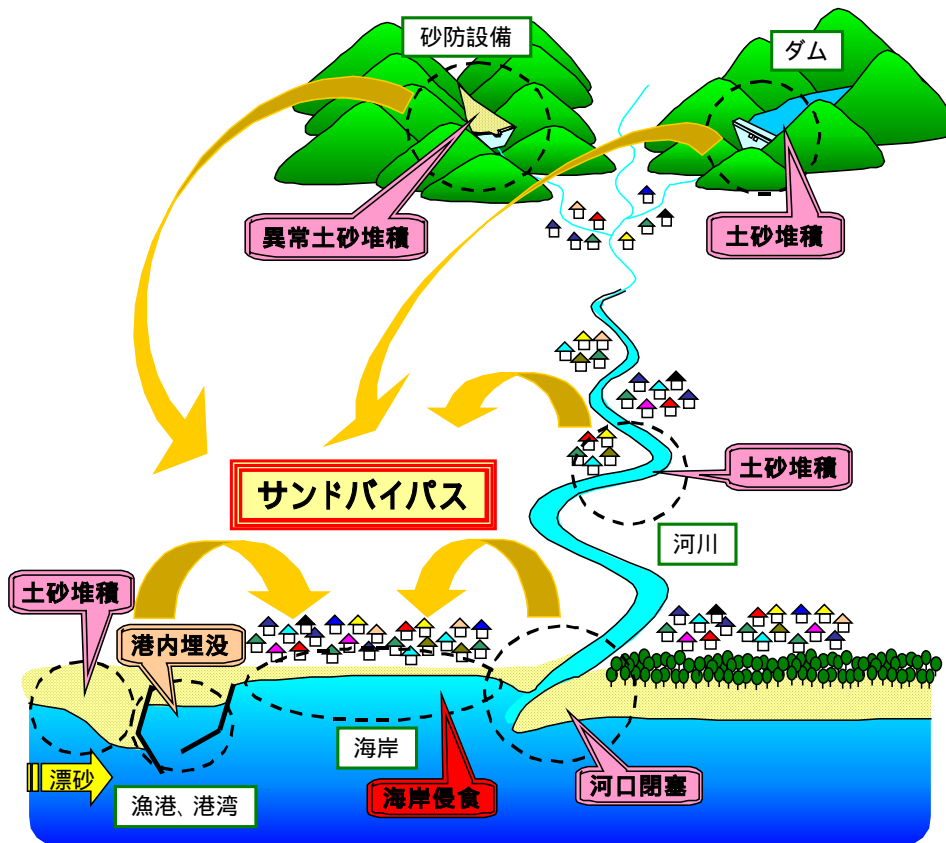
昭和57年度から砂浜の整備を始め、昭和61年度以降アカウミガメが産卵に訪れるようになった。



(2) 渚の創生事業(H9～)

河口、河道、ダムに堆積している土砂、砂防設備に異常に堆積している土砂、漁港、港湾の堆積土砂や海岸に堆積している土砂等を、侵食が進んでいる海岸へ流用する(サンドバイパス)ことにより、美しい砂浜を復元するとともに、経済的、効果的な海岸侵食対策を実施。

【サンドバイパスの概念図】



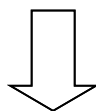
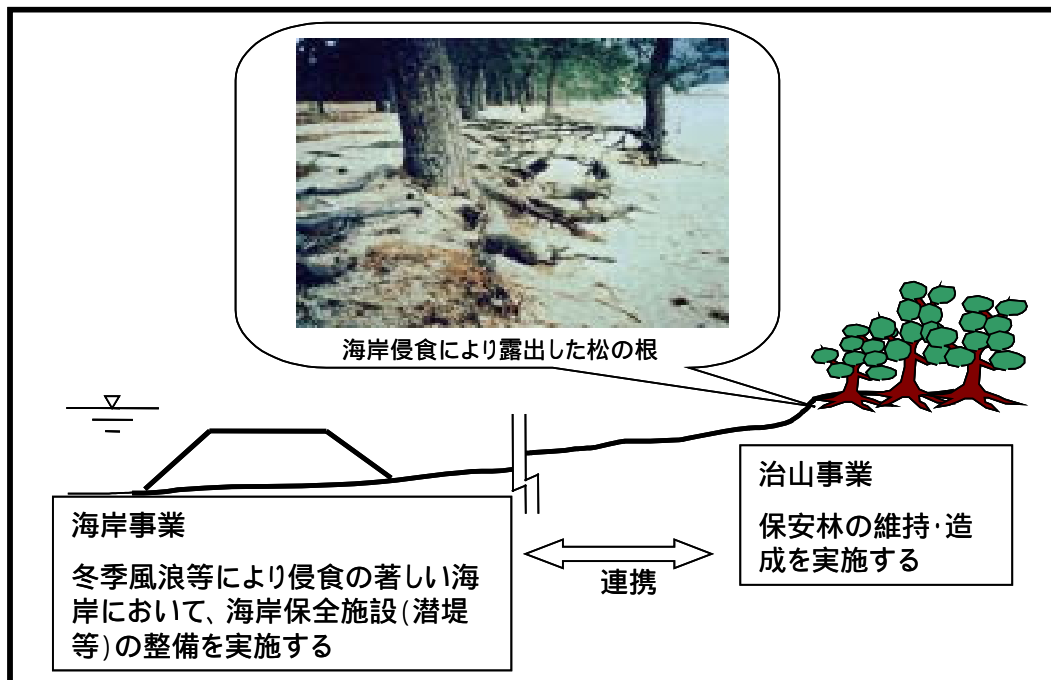
【事例:天橋立 宮津港海岸(京都府)】



(3) 自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出) (H12~)

海岸侵食等により白砂青松が失われつつある海岸において、海岸事業による砂浜の復元等の海岸環境に配慮した整備と治山事業による海岸防災林の整備を連携して行い、効率的・効果的な事業実施を推進し、国土保全を図るとともに、自然環境と利用に配慮した白砂青松の創出を行う。

(整備前)



(整備後)



気比の松原 (敦賀港海岸(福井県))

5. 平成14年度概算要求の概要

・平成14年度の海岸事業の予算要求の概要は以下のとおりであり、今後とも海岸省庁として引き続き安全と環境の調和のとれた海岸の整備を進める方針である。

(1) 概算要求の概要(海岸事業)

1. 平成14年度予算概算要求にあたっては、高潮、津波、侵食等による災害から国民の生命・財産を守るとともに、一昨年の海岸法の改正において、従来の目的である「海岸の防護」に「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」が追加されたことを踏まえ、防護、環境、利用の調和のとれた海岸の形成を図ることを目指して、海岸保全施設及び海岸環境の整備を効率的・効果的に実施する。

2. このため平成14年度海岸事業予算としては、国費で982億円(対前年度比0.98) [「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」において重点的に推進するとされている7つの分野への要望額を含む。]を要求する。

(2) 重点7分野(海岸事業)から抜粋

重点7分野	概要
循環型経済社会の構築など環境問題への対応	海岸の生態系や白砂青松に代表される美しい自然景観の保全に配慮するとともに、広域的・総合的なサンドリサイクル等を行うなど、より自然と人々の安全が調和した自然共生型の海岸を整備。
人材育成、教育	青少年等の野外教育、環境教育等に資するため、 <u>海岸の豊かな自然環境を活用して、安全で青少年等が利用しやすい海岸を整備。</u>

(3) 海岸省庁共同要求の新規制度(抜粋)

・エココースト事業の拡充(住民参加型の創設)

自然と共生する海岸整備を目指す従来のエコ・コースト事業に、住民等が参加できる枠組みを新たに設け、効果的な自然再生型海岸づくりを推進する。



カプトガニの幼生を観察する子供たち

6. 今後の生物多様性の確保に向けた取り組み方針

- ・防護、環境、利用の調和のとれた海岸の形成を図りつつ、海岸保全基本方針における生物多様性の確保に関する方針に沿った取り組みを、引き続き行う。
- ・都道府県において、海岸保全基本方針の内容を踏まえ、海岸保全基本計画の策定を推進する。

【海岸保全基本方針における生物多様性の確保に関する記述の例】

- ・自然と共生する海岸の保全と整備を図る。
- ・海岸保全施設等の整備は、海岸環境の保全に十分配慮するとともに、良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜等を整備する。
- ・多様な生物の生息・生育の場ともなっている砂浜の保全と回復を主体とした整備をより一層推進する。
- ・離岸堤、潜堤、人工リーフ等は、多様な生物の生息・生育の場となりうることから、自然環境に配慮した整備を進める。
- ・海岸における美化については、地域住民やボランティアの協力を得ながら進めていく。
- ・生態系等の自然環境に配慮した整備に関する調査研究等を推進する。

【具体的取り組み】

- ・地域住民やボランティア、NPO等の協力による海岸の清掃活動



- ・自然共生型海岸整備のための調査・研究

海岸省庁において、海岸保全施設の生態系、景観などの自然環境へ与える影響や効果を定性的・定量的に把握し、自然共生型海岸を整備するための技術的知見を整理し、自然共生型海岸づくりを推進するための調査を実施している。

その他、関係する研究機関等においても、調査・研究等を進めている。